

Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；

Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；

Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；

Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)。

Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。

Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。

Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。

Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

Special Issue • 2006/08/10

根据中国商务部网站 2006 年 08 月 09 日最新公布的信息。2006 年 08 月 08 日，中国商务部、中国国务院国有资产监督管理委员会、中国国家税务总局、中国国家工商行政管理总局、中国证券监督管理委员会、中国国家外汇管理局联合出台了《关于外国投资者并购境内企业的规定》（中国商务部、中国国务院国有资产监督管理委员会、中国国家税务总局、中国国家工商行政管理总局、中国证券监督管理委员会、中国国家外汇管理局令【2006】第 10 号），对《外国投资者并购境内企业暂行规定》（自 2003 年 04 月 12 日起施行）进行了修订，修订后的《关于外国投资者并购境内企业的规定》自 2006 年 09 月 08 日起施行。

由于内容重要，我们先行将《关于外国投资者并购境内企业的规定》中日文版的全文内容（详见附件）提供给各位读者。在 2006 年 08 月 14 日对外发送的第 22 期（Issue 22）《里兆法律资讯》中，我们将刊登《关于外国投资者并购境内企业的规定》与《外国投资者并购境内企业暂行规定》的简要比较，请您届时予以关注。

备注：
查看《外国投资者并购境内企业暂行规定》（已被修订），请点击以下网址：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200303/20>

中国商务部ウェブサイトにて 2006 年 8 月 9 日に新たに公布された情報によりますと、2006 年 8 月 8 日に、中国商務部、中国國務院国有資産監督管理委員會、中国國家稅務總局、中国國家工商行政管理總局、中国証券監督管理委員會、中国國家外國為替管理局が「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定」（中国商務部、中国國務院国有資産監督管理委員會、中国國家稅務總局、中国國家工商行政管理總局、中国証券監督管理委員會、中国國家外國為替管理局令【2006】第 10 号）を共同で発布し、「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての暫定規定」（2003 年 4 月 12 日より施行）を改正し、改正後の「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定」は 2006 年 9 月 8 日より施行されることになりました。

その内容は重要であることから、まずは「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての暫定規定」の中国語と日本語訳の全文の内容（詳細は添付資料をご覧ください）を皆様にご提供させていただきます。2006 年 8 月 14 日に配信させていただきます第 22 期（Issue 22）「里兆法律情報」の中で、「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定」と「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての暫定規定」の簡潔な比較分析をご紹介しますので、ご覧いただければ幸いです。

備考：
「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての暫定規定」（改正前のもの）をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

[030300074627.html](http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200303/200300074627.html)

查看《关于外国投资者并购境内企业的规定》，请点击以下网址：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802839585.html>

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200303/200300074627.html>

「外商投資者が国内企業を買収・合併することについての規定」をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802839585.html>

附件：

《关于外国投资者并购境内企业的规定》中日文版的全文内容。

添付資料：

「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定」の中国語と日本語訳の全文の内容。

中华人民共和国商务部
国务院国有资产监督管理委员会
国家税务总局
国家工商行政管理总局
中国证券监督管理委员会
国家外汇管理局

令

中華人民共和國商務部
國務院國有資產監督管理委員會
中國國家稅務總局
國家工商行政管理總局
中國證券監督管理委員會
國家外國為替管理局

令

二〇〇六年 第 10 号

二〇〇六年 第 10 号

《外国投资者并购境内企业暂行规定》已由中华人民共和国商务部第 7 次部务会议修订通过，现将修订后的公布，自 2006 年 9 月 8 日起施行。

「外国投資者が国内企業を買収・合併することについての暫定規定」は、中華人民共和國商務部第 7 回部務会で改正が採択され、ここに改正後の公布を行い、2006 年 9 月 8 日より施行する。

中华人民共和国商务部 部长 薄熙来
国务院国有资产监督管理委员会 主任 李荣融
国家税务总局 局长 谢旭人
国家工商行政管理总局 局长 王众孚
中国证券监督管理委员会 主席 尚福林
国家外汇管理局 局长 胡晓炼

中華人民共和國商務部 部長 薄熙來
國務院國有資產監督管理委員會 主任 李榮融
國家稅務總局 局長 謝旭人
國家工商行政管理總局 局長 王眾孚
中國證券監督管理委員會 主席 尚福林
國家外國為替管理局 局長 胡曉煉

二〇〇六年八月八日

二〇〇六年八月八日

关于外国投资者并购境内企业的规定

外国投資者が国内企業を買収・合併することについての規定

目录

第一章	总则
第二章	基本制度
第三章	审批与登记
第四章	外国投资者以股权作为支付手段并够境内公司
第一节	以股权并购的条件
第二节	申报文件与程序
第三节	对于特殊目的公司的特别规定
第五章	反垄断审查
第六章	附则

目次

第一章	總則
第二章	基本制度
第三章	審査承認と登記
第四章	外国投資者が株式を支払手段として国内企業を買収・合併することについて
第一節	株式をもって買収・合併する条件
第二節	申請書類と手順
第三節	特殊目的会社に対する特別な規定
第五章	独占禁止の審査
第六章	附則

第一章 总则

第一条 为了促进和规范外国投资者来华投资，引进国外的先进技术和管理经验，提高利用外资的水平，实现资源的合理配置，保证就业、维护公平竞争和国家经济安全，依据外商投资企业的法律、行政法规及《公司法》和其他相关法律、行政法规，制定本规定。

第二条 本规定所称外国投资者并购境内企业，系指外国投资者购买境内非外商投资企业（以下称“境内公司”）股东的股权或认购境内公司增资，使该境内公司变更设立为外商投资企业（以下称“股权并购”）；或者，外国投资者设立外商投资企业，并通过该企业协议购买境内企业资产且运营该资产，或，外国投资者协议购买境内企业资产，并以该资产投资设立外商投资企业运营该资产（以下称“资产并购”）。

第三条 外国投资者并购境内企业应遵守中国的法律、行政法规和规章，遵循公平合理、等价有偿、诚实信用的原则，不得造成过度集中、排除或限制竞争，不得扰乱社会经济秩序和损害社会公共利益，不得导致国有资产流失。

第四条 外国投资者并购境内企业，应符合中国法律、行政法规和规章对投资者资格的要求及产业、土地、环保等政策。

依照《外商投资产业指导目录》不允许外国投资者独资经营的产业，并购不得导致外国投资者持有企业的全部股权；需由中方控股或相对控股的产业，该产业的企业被并购后，仍应由中方在企业中占控股或相对控股地位；禁止外国投资者经营的产业，外国投资者不得并购从事该产业的企业。

被并购境内企业原有所投资企业的经营范围应符合有关外商投资产业政策的要求；不符合要求的，应进行调整。

第五条 外国投资者并购境内企业涉及企业国有产权转让和上市公司国有股权管理事宜的，应当遵守国有资产管理的相关规定。

第六条 外国投资者并购境内企业设立外商投资企业，应依照本规定经审批机关批准，向登记管理机关办理变更登记或设立登记。

第一章 総則

第一条 外国投資者の対中投資を促進、規範化し、外国の先端技術と管理ノウハウを導入し、資源配置の最適化及び就業の保障を実現させ、公平競争及び国の経済安全を維持するため、外商投資企業に係る法律・行政法規及び「会社法」その他の関連法律・行政法規に基づき本規定を制定する。

第二条 本規定にいう外国投資者による国内企業を買収・合併とは、外国投資者が領内における非外商投資企業（以下「国内会社」という）の株主の持分を買い取り、又は、国内会社の増資を引き受けることにより、その国内会社を外商投資企業に転じさせること（以下「持分の買収・合併」という）、又は、外国投資者が外商投資企業を設立し、同企業が協議により国内企業の資産を買収して運営すること、又は、外国投資者が協議により国内企業の資産を買収し、且つその資産をもって出資することによって外商投資企業を設立し、その資産を運営すること（以下「資産の買収・合併」という）をいう。

第三条 外国投資者が国内企業を買収・合併する際には、中国の法律・行政法規及び部門の規則を遵守し、公平合理、対価有償、誠実信用の原則に従わなければならない。過度に集中させたり、あるいは競争の排除や制限を行ったりしてはならず、社会の経済の秩序を乱したり、又は、社会の公共利益を損なったりしてはならず、国有資産の流失を招いてはならない。

第四条 外国投資者が国内企業を買収・合併するには、中国の法律・行政法規及び部門の規則における出資者の適格基準及び産業・土地・環境保護政策に合致していなければならない。

「外商投資産業指導目録」により外国投資者の独資の経営が認められていない産業では、買収・合併することによって、外国投資者が企業持分の全部を持つてはならない。中国側がマジョリティー、又は、相対的マジョリティーを持たねばならないとする産業では、当該産業における企業が買収・合併された後においても、中国側が引き続き当該企業のマジョリティー、又は、相対的マジョリティーを持たなければならない。外国投資者による経営が禁止されている産業においては、外国投資者は当該産業における企業を買収・合併してはならない。

買収・合併される国内企業がもともと保有する傘下企業の経営範囲は、外商投資産業政策の要求に適合しなければならない。要求に適合しない場合、調整を行わなければならない。

第五条 外国投資者が国内企業を買収・合併することにより、企業の国有資産権利の譲渡及び上場会社の国有株式所有権の管理に関係してくる場合、国有資産管理の関係規定を遵守しなければならない。

第六条 外国投資者が国内企業を買収・合併することにより外商投資企業を設立する場合、本規定に従い審査承認機関の承認を受け、登記管理機関に変更登記又は設立登記手続を行わなければならない。

如果被并购企业为境内上市公司，还应根据《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》，向国务院证券监督管理机构办理相关手续。

第七条 外国投资者并购境内企业所涉及的各方当事人应当按照中国税法规定纳税，接受税务机关的监督。

第八条 外国投资者并购境内企业所涉及的各方当事人应遵守中国有关外汇管理的法律和行政法规，及时向外汇管理机关办理各项外汇核准、登记、备案及变更手续。

第二章 基本制度

第九条 外国投资者在并购后所设外商投资企业注册资本中的出资比例高于 25% 的，该企业享受外商投资企业待遇。

外国投资者在并购后所设外商投资企业注册资本中的出资比例低于 25% 的，除法律和行政法规另有规定外，该企业不享受外商投资企业待遇，其举借外债按照境内非外商投资企业举借外债的有关规定办理。审批机关向其颁发加注“外资比例低于 25%” 字样的外商投资企业批准证书（以下称“批准证书”）。登记管理机关、外汇管理机关分别向其颁发加注“外资比例低于 25%” 字样的外商投资企业营业执照和外汇登记证。

境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司名义并购与其有关联关系的境内公司，所设立的外商投资企业不享受外商投资企业待遇，但该境外公司认购境内公司增资，或者该境外公司向并购后所设企业增资，增资额占所设企业注册资本比例达到 25% 以上的除外。根据该款所述方式设立的外商投资企业，其实际控制人以外的外国投资者在企业注册资本中的出资比例高于 25% 的，享受外商投资企业待遇。

外国投资者并购境内上市公司后所设外商投资企业的待遇，按照国家有关规定办理。

第十条 本规定所称的审批机关为中华人民共和国商务部或省级商务主管部门（以下称“省级审批机关”），登记管理机关为中华人民共和国国家工商行政管理总局或其授权的地方工商行政管理局，外汇管理机关为中华人民共和国国家外汇管理局或其分支机构。

買収・合併される企業が国内の上場会社である場合、さらに「外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理弁法」に従い、國務院証券監督管理機構で関係手続きを行わなければならない。

第七条 外国投資者が国内企業を買収・合併するにあたり、各当事者が中国税法の規定に従って納税し、税務機関の監督を受けなければならない。

第八条 外国投資者が国内企業を買収・合併するにあたり、各当事者が中国の外国為替管理に関する法律・行政法規を遵守し、外国為替管理機関で遅滞なく各種の外国為替認可・登記、届出及び変更手続きを行わなければならない。

第二章 基本制度

第九条 外国投資者が買収・合併することにより設立される外商投資企業の登録資本金に占める出資比率が 25% を上回る場合、当該企業は外商投資企業としての待遇を受ける。

外国投資者が買収・合併することにより設立される外商投資企業の登録資本金に占める出資比率が 25% を下回る場合、法律・行政法規で別途規定がある場合を除き、当該企業は外商投資企業としての待遇を受けず、同企業が借入れた外債は、領内における非外商投資企業の外債の借入れに関する規定に基づき取り扱う。審査承認機関は当該外商投資企業に「外資比率 25% を下回る」との注意書きを加えた外商投資企業批准証書（以下「批准証書」という）を発行する。登記管理機関、外国為替管理機関は当該外商企業に「外資比率 25% を下回る」との注意書き加えた外商投資企業営業許可証書及び外国為替登記証をそれぞれ発行する。

国内会社、企業又は自然人が、領内に合法に設立した又は支配する会社名義で、当該会社と関連関係のある国内会社を買収・合併することによって設立した外商投資企業は外商投資企業としての待遇を受けないが、当該国外会社が国内会社の増資を引き受ける、又は、当該国外会社が買収・合併することによって設立した企業へ増資し、増資額が設立した企業の登録資本金に占める比率が 25% 以上である場合は除く。本項でいう方式に従って設立した外商投資企業において、当該企業の実際の実権者以外の外国投資者による企業登録資本金に占める出資が 25% を上回る場合、外商投資企業としての待遇を受ける。

外国投資者が国内の上場会社を買収・合併することによって設立した外商投資企業の待遇は、国の関係規定に従って取り扱う。

第十条 本規定にいう審査承認機関は、中華人民共和国商務部又は省级商務主管部門（以下「省级承認機関」という）とし、登記管理機関は、中華人民共和国国家工商行政管理総局若しくはその授權を受けた地方工商行政管理局とし、外国為替管理機関は、中華人民共和国国家外国為替管理局又はその分支機構とする。

并购后所设外商投资企业，根据法律、行政法规和规章的规定，属于应由商务部审批的特定类型或行业的外商投资企业的，省级审批机关应将申请文件转报商务部审批，商务部依法决定批准或不批准。

第十一条 境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司名义并购与其有关联关系的境内的公司，应报商务部审批。

当事人不得以外商投资企业境内投资或其他方式规避前述要求。

第十二条 外国投资者并购境内企业并取得实际控制权，涉及重点行业、存在影响或可能影响国家经济安全因素或者导致拥有驰名商标或中华老字号的境内企业实际控制权转移的，当事人应就此向商务部进行申报。

当事人未予申报，但其并购行为对国家经济安全造成或可能造成重大影响的，商务部可以会同相关部门要求当事人终止交易或采取转让相关股权、资产或其他有效措施，以消除并购行为对国家经济安全的影响。

第十三条 外国投资者股权并购的，并购后所设外商投资企业承继被并购境内公司的债权和债务。

外国投资者资产并购的，出售资产的境内企业承担其原有的债权和债务。

外国投资者、被并购境内企业、债权人及其他当事人可以对被并购境内企业的债权债务的处置另行达成协议，但是该协议不得损害第三人利益和社会公共利益。债权债务的处置协议应报送审批机关。

出售资产的境内企业应当在投资者向审批机关报送申请文件之前至少 15 日，向债权人发出通知书，并在全国发行的省级以上报纸上发布公告。

第十四条 并购当事人应以资产评估机构对拟转让的股权价值或拟出售资产的评估结果作为确定交易价格的依据。并购当事人可以约定在中国境内依法设立的资产评估机构。资产评估应采用国际通行的评估方法。禁止以明显低于评估结

算·合并により設立される外商投資企業が、根据法律·行政法規又は部門規則の規定により、商務部による審査承認を受けなければならない特殊な種類又は業種における外商投資企業である場合、省级審査承認機関が当該申請書類を商務部に提出し、商務部が法により審査確認したうえで承認するかどうかを決定する。

第十一条 国内会社、企業又は自然人が、領外に合法に設立した又は支配した会社名義で、当該会社と関連関係のある領内の会社を買収・合併する場合、商務部の審査承認を受けなければならない。

当事者は、外商投資企業による国内投資又はその他の方式で上記の要求を回避してはならない。

第十二条 外国投資者が国内企業を買収・合併し、実際の支配権を取得する場合で、それが重点業種であったり、国の経済安全の要素に影響する若しくは影響の恐れがある、又は、馳名商標又は中国の老舗の店名を保有する国内企業の実際の支配権の移行を招くことになる場合、当事者はこれについて商務部に申告しなければならない。

当事者が申告していないが、その買収・合併行為が国の経済安全に重大な影響をもたらした又はもたらす可能性がある場合、商務部は関係部門と一緒に当事者に対し、取引の中止又は関係持分・資産の譲渡又はその他の有効な措置を講じることによって、買収・合併行為による国の経済安全に対する影響を排除することができる。

第十三条 外国投資者が持分の買収・合併を行う場合、買収・合併することにより設立される外商投資企業は買収・合併された国内企業の債権と債務を継承するものとする。

外国投資者が資産の買収・合併を行う場合、資産を売却する国内企業が従来の債権と債務を負担するものとする。

外国投資者、買収・合併される国内企業、債権者もしくはその他の当事者は、買収・合併される国内企業の債権債務の処分について協議書を締結することができる。但し、その協議書により、第三者の利益若しくは公共の利益が損なわれてはならない。債権債務処分についての協定書を審査承認機関に届け出なければならない。

資産を売却しようとする国内企業は、投資者が審査承認機関に申請書類を提出する日より少なくとも 15 日前に、債権者に通知を送付し、また、全国で刊行される省級以上の新聞に公告を公表しなければならない。

第十四条 買収・合併の当事者は、資産価値評価機構が譲渡される持分、若しくは売却される資産について行なった価値評価の結果を、取引価額を取り決める際の基準としなければならない。買収・合併当事者が中国領内で法により設立されている資産価値評価機

果的价格转让股权或出售资产，变相向境外转移资本。

外国投资者并购境内企业，导致以国有资产投资形成的股权变更或国有资产产权转移时，应当符合国有资产管理的有关规定。

第十五条 并购当事人应对并购各方是否存在关联关系进行说明，如果有两方属于同一个实际控制人，则当事人应向审批机关披露其实际控制人，并就并购目的和评估结果是否符合市场公允价值进行解释。当事人不得以信托、代持或其他方式规避前述要求。

第十六条 外国投资者并购境内企业设立外商投资企业，外国投资者应自外商投资企业营业执照颁发之日起 3 个月内向转让股权的股东，或出售资产的境内企业支付全部对价。对特殊情况需要延长者，经审批机关批准后，应自外商投资企业营业执照颁发之日起 6 个月内支付全部对价的 60%以上，1 年内付清全部对价，并按实际缴付的出资比例分配收益。

外国投资者认购境内公司增资，有限责任公司和以发起方式设立的境内股份有限公司的股东应当在公司申请外商投资企业营业执照时缴付不低于 20%的新增注册资本，其余部分的出资时间应符合《公司法》、有关外商投资的法律和《公司登记管理条例》的规定。其他法律和行政法规另有规定的，从其规定。股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东认购新股，依照设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。

外国投资者资产并购的，投资者应在拟设立的外商投资企业合同、章程中规定出资期限。设立外商投资企业，并通过该企业协议购买境内企业资产且运营该资产的，对与资产对价等额部分的出资，投资者应在本条第一款规定的对价支付期限内缴付；其余部分的出资应符合设立外商投资企业出资的相关规定。

外国投资者并购境内企业设立外商投资企业，如果外国投资者出资比例低于企业注册资本 25%的，投资者以现金出资的，应自外商投资企业营业执照颁发之日起 3 个月内缴清；投资者以

構を約定することができる。資産の価値評価は、世界で通用されている資産価値評価方法によって行なわれなければならない。価値評価の評定価額より著しく低い価額にて持分を譲渡したり、資産を売却したりしてはならない。形を変えて資本を外国へ移してはならない。

外国投資者が国内企業を買収・合併することにより、国有資産の出資による持分に変更が生じ、又はその国有資産の所有権が譲渡される場合、国有資産管理の関係規定に適合しなければならない。

第十五条 買収・合併の当事者は、買収・合併の各当事者に関連関係が存在するかどうかについて説明しなければならない。二者が同一の実際の実権者に属する場合、当事者は審査承認機関にその実際の実権者を開示し、買収・合併の目的と評価結果が市場で公認する価値に適合しているかどうかを解釈しなければならない。当事者は、信託・代理保有又はその他の方式で前記の要求を回避してはならない。

第十六条 外国投資者が国内企業を買収・合併することにより外商投資企業を設立する場合、外国投資者は、外商投資企業営業許可証書の発行日より起算して 3 ヶ月以内に、持分を譲渡した株主、又は資産を売却した国内企業に対し、その対価の全額を払い込まなければならない。特別の事情があつて払込期日の延長を必要とする場合には、審査承認機関の承認を受けて、外商投資企業営業許可証書の発行日より起算して 6 ヶ月以内にその対価の 60%以上を払い込み、1 年以内に対価の全額を払い込まなければならない。且つ払込済の出資比率に応じて利益配当を受けるとする。

外国投資者が国内会社の増資を引き受ける場合や、有限責任会社及び発起方式で設立した国内の株式会社株主は、会社が外商投資企業の営業許可証書を申請する際に、新たな増資分の 20%を下回らない登録資本金を支払わなければならない。その残余部分の出資時期は「会社法」、外商投資に関する法律及び「会社登記管理条例」の規定に適合しなければならない。その他の法律・行政法規で別段の規定がある場合、その規定に従う。株式会社株主が登録資本金の増額のために新株を発行し、株主が新株を購入する場合、株式有限会社の設立時に株式代金を納付することについての規定に従い執行する。

外国投資者が、資産の買収・合併を行う場合、投資者は設立する外商投資企業の契約と定款において、出資期限につき約定しなければならない。外商投資企業を設立し、当該企業の協議を通じて国内企業の資産を買収し且つその資産を運営する場合、資産の対価と等価部分の出資は、投資者が第一項で規定する対価の支払期限内に払い込まなければならない。その残余部分の出資は、外商投資企業の設立の出資に關係する規定に適合しなければならない。

外国投資者が国内企業を買収・合併することで外商投資企業を設立し、外国投資者の出資比率が企業登録資本金の 25%を下回り、投資者が現金で出資する場合、外商投資企業の営業許可証書の発行

实物、工业产权等出资的，应自外商投资企业营业执照颁发之日起 6 个月内缴清。

第十七条 作为并购对价的支付手段，应符合国家有关法律和行政法规的规定。外国投资者以其合法拥有的人民币资产作为支付手段的，应经外汇管理机关核准。外国投资者以其拥有处置权的股权作为支付手段的，按照本规定第四章办理。

第十八条 外国投资者协议购买境内公司股东的股权，境内公司变更设立为外商投资企业后，该外商投资企业的注册资本为原境内公司注册资本，外国投资者的出资比例为其所购买股权在原注册资本中所占比例。

外国投资者认购境内有限责任公司增资的，并购后所设外商投资企业的注册资本为原境内公司注册资本与增资额之和。外国投资者与被并购境内公司原其他股东，在境内公司资产评估的基础上，确定各自在外商投资企业注册资本中的出资比例。

外国投资者认购境内股份有限公司增资的，按照《公司法》有关规定确定注册资本。

第十九条 外国投资者股权并购的，除国家另有规定外，对并购后所设外商投资企业应按照以下比例确定投资总额的上限：

- (一) 注册资本在 210 万美元以下的，投资总额不得超过注册资本的 10/7；
- (二) 注册资本在 210 万美元以上至 500 万美元的，投资总额不得超过注册资本的 2 倍；
- (三) 注册资本在 500 万美元以上至 1200 万美元的，投资总额不得超过注册资本的 2.5 倍；
- (四) 注册资本在 1200 万美元以上的，投资总额不得超过注册资本的 3 倍。

第二十条 外国投资者资产并购的，应根据购买资产的交易价格和实际生产经营规模确定拟设立的外商投资企业的投资总额。拟设立的外商投资企业的注册资本与投资总额的比例应符合有关规定。

日から起算して 3 ヶ月以内に全額を払い込まなければならない。投資者が現物・工業所有権等で出資する場合、外商投資企業の営業許可証書の発行日から起算して 6 ヶ月以内に全額を払い込まなければならない。

第十七条 買収・合併の対価の支払手段は、国の関係する法律・行政法規の規定に適合しなければならない。外国投資者が合法に保有する人民元資産を支払手段とする場合、外国為替管理機関の認可を受けなければならない。外国投資者が処分権を保有する持分を支払手段とする場合、本規定第四章に従い取り扱う。

第十八条 外国投資者が協議により国内企業の株主の持分を買収したことにより、その国内企業が外商投資企業になった場合、もとの国内会社の登録資本は当該外商投資企業の登録資本とし、外国投資者が買収した持分のもとの登録資本に占める比率は、当該外国投資者の出資比率とする。

外国投資者が国内の有限責任会社の増資を引き受ける場合、買収・合併することで設立する外商投資企業の登録資本金は、もとの国内会社の登録資本金と増資額との総計とする。外国投資者及び買収・合併された国内会社のもとの株主は、その国内会社の資産を価値評価したうえで、それぞれ、各自の外商投資企業登録資本金に占める出資比率を確定する。

外国投資者が国内の株式有限会社の増資を引き受ける場合、「会社法」の関係規定に従い、登録資本金を確定する。

第十九条 外国投資者が持分の買収・合併を行う場合、国に別段の規定がある場合を除き、買収・合併することにより設立される外商投資企業は、下記の比率で投資総額の上限を確定する。

- (一) 登録資本金が 210 万米ドル以下の場合、投資総額は登録資本金の 7 分の 10 を上回ってはならない。
- (二) 登録資本金が 210 万米ドル以上、500 万米ドル以下の場合、投資総額は登録資本金の 2 倍を上回ってはならない。
- (三) 登録資本金が 500 万米ドル以上、1200 万米ドル以下の場合、投資総額は登録資本金の 2.5 倍を上回ってはならない。
- (四) 登録資本金が 1200 万米ドル以上の場合、投資総額は登録資本金の 3 倍を上回ってはならない。

第二十条 外国投資者が資産を買収・合併する場合、資産の購入取引価格と実際の生産経営規模に基づき、設立する外商投資企業の投資総額を確定しなければならない。設立する外商投資企業の登録資本金と投資総額の比率は、関係規定に適合しなければならない。

第三章 审批与登记

第二十一条 外国投资者股权并购的，投资者应根据并购后所设外商投资企业的投资总额、企业类型及所从事的行业，依照设立外商投资企业的法律、行政法规和规章的规定，向具有相应审批权限的审批机关报送下列文件：

- (一) 被并购境内有限责任公司股东一致同意外国投资者股权并购的决议，或被并购境内股份有限公司同意外国投资者股权并购的股东大会决议；
- (二) 被并购境内公司依法变更设立为外商投资企业的申请书；
- (三) 并购后所设外商投资企业的合同、章程；
- (四) 外国投资者购买境内公司股东股权或认购境内公司增资的协议；
- (五) 被并购境内公司上一财务年度的财务审计报告；
- (六) 经公证和依法认证的投资者的身份证明文件或注册登记证明及资信证明文件；
- (七) 被并购境内公司所投资企业的情况说明；
- (八) 被并购境内公司及其所投资企业的营业执照(副本)；
- (九) 被并购境内公司职工安置计划；
- (十) 本规定第十三条、第十四条、第十五条要求报送的文件。

并购后所设外商投资企业的经营范围、规模、土地使用权的取得等，涉及其他相关政府部门许可的，有关的许可文件应一并报送。

第二十二条 股权购买协议、境内公司增资协议应适用中国法律，并包括以下主要内容：

- (一) 协议各方的状况，包括名称(姓名)，住所，法定代表人姓名、职务、国籍等；
- (二) 购买股权或认购增资的份额和价款；
- (三) 协议的履行期限、履行方式；
- (四) 协议各方的权利、义务；
- (五) 违约责任、争议解决；
- (六) 协议签署的时间、地点。

第二十三条 外国投资者资产并购的，投资者应根据拟设立的外商投资企业的投资总额、企业类型及所从事的行业，依照设立外商投资企业的法律、行政法规和规章的规定，向具有相应审批权限的审批机关报送下列文

第三章 審査承認と登記

第二十一条 外国投資者が持分の買収・合併を行う場合、出資者は、買収・合併により設立される外商投資企業の投資総額・企業形態及び取り扱う業種によって、外商投資企業を設立する法律・行政法規又は部門規則の規定に従って、相応の審査許可権限を有する審査承認機関に下記書類を提出しなければならない。

- (一) 買収・合併される国内の有限責任会社の株主が、その持分を外国投資者に買収されることに全員一致で合意した決議、又は、買収される国内の株式有限会社がその持分を外国投資者に買収されることを承認した株主総会の決議。
- (二) 買収・合併対象の国内会社が法に基づき変更設立により外商投資企業に転じる申請書。
- (三) 買収・合併により設立される外商投資企業の契約と定款。
- (四) 外国投資者が国内会社の株主の持分を買収し、又は国内会社の増資を引受けることについての協議書。
- (五) 買収・合併される国内会社の前の財務年度における会計監査報告書。
- (六) 公証と法による認証を受けた出資者の身分証明書類又は登録登記証明及び与信証明。
- (七) 買収・合併される国内会社の投資した企業の状況についての説明。
- (八) 買収・合併される国内会社、及びそれが投資した企業の営業許可証書(副本)。
- (九) 買収・合併される国内会社の従業員配置計画。
- (十) 本規定第13条、第14条、第15条に求められた書類。

買収・合併により設立される外商投資企業の経営範囲、規模、土地使用权の取得等に関して、その他関連政府機関の承認を要する場合、相応の関係承認文書を併せて提出しなければならない。

第二十二条 持分買収協議書、国内会社の増資協議書は、中国の法律を適用し、且つ、下記内容を取り入れなければならない。

- (一) 各協議側の状況。名称(氏名)、住所、法定代表人の氏名、職務、国籍等を含む。
- (二) 買収、引受ける持分若しくは増資の割合及び価額。
- (三) 協議の履行期限、履行方式。
- (四) 各協議側の権利・義務。
- (五) 違約責任及び争議の解決。
- (六) 協議書の調印日、調印場所。

第二十三条 外国投資者が資産の買収・合併を行う場合、出資者は、設立する外商投資企業の投資総額・企業形態及び取り扱う業種によって、外商投資企業を設立する法律・行政法規又は部門規則の規定に従って、相応の審査承認権限を有する審査承認機関

件：

- (一) 境内企业产权持有人或权力机构同意出售资产的决议；
- (二) 外商投资企业设立申请书；
- (三) 拟设立的外商投资企业的合同、章程；
- (四) 拟设立的外商投资企业与境内企业签署的资产购买协议，或外国投资者与境内企业签署的资产购买协议；
- (五) 被并购境内企业的章程、营业执照(副本)；
- (六) 被并购境内企业通知、公告债权人的证明以及债权人是否提出异议的说明；
- (七) 经公证和依法认证的投资者的身份证明文件或开业证明、有关资信证明文件；
- (八) 被并购境内企业职工安置计划；
- (九) 本规定第十三条、第十四条、第十五条要求报送的文件。

依照前款的规定购买并运营境内企业的资产，涉及其他相关政府部门许可的，有关的许可文件应一并报送。

外国投资者协议购买境内企业资产并以该资产投资设立外商投资企业的，在外商投资企业成立之前，不得以该资产开展经营活动。

第二十四条 资产购买协议应适用中国法律，并包括以下主要内容：

- (一) 协议各方的状况，包括名称(姓名)，住所，法定代表人姓名、职务、国籍等；
- (二) 拟购买资产的清单、价格；
- (三) 协议的履行期限、履行方式；
- (四) 协议各方的权利、义务；
- (五) 违约责任、争议解决；
- (六) 协议签署的时间、地点。

第二十五条 外国投资者并购境内企业设立外商投资企业，除本规定另有规定外，审批机关应自收到规定报送的全部文件之日起 30 日内，依法决定批准或不批准。决定批准的，由审批机关颁发批准证书。

外国投资者协议购买境内公司股东股权，审批机关决定批准的，应同时将有关批准文件分别抄送股权转让方、境内公司所在地外汇管理机关。股权转让方所在地外汇管理机关为其办理转股收汇外资外债登记并出具相关证明，转股收汇外资外债登记证明是证明外方已缴付的股权收购对价

以下記書類を提出しなければならない。

- (一) 国内企業所有権の所有者若しくは権力機構がその資産の売却に同意した決議書。
- (二) 外商投資企業設立申請書。
- (三) 設立する外商投資企業の契約と定款。
- (四) 設立する外商投資企業が国内企業と締結した資産売買協議書、若しくは外国投資者が国内企業と締結した資産売買協議書。
- (五) 買収・合併対象の国内企業の定款、営業許可証書(副本)。
- (六) 買収・合併対象の国内企業が債権者に通知し、又は公告した証明書、及び、債権者が異議を申立てたかどうかの説明書類。
- (七) 公証と法による認証を受けた出資者の身分証明書もしくは開業証明書、関係与信証明書類。
- (八) 買収・合併対象の国内企業の従業員配置計画。
- (九) 本規定第 13 条、第 14 条、第 15 条に求められた書類。

前項の規定により国内企業の資産を買収して運営するのに、その他関連政府部門の承認を要する場合、関連する承認文書を合わせて提出しなければならない。

外国投資者が協議により国内企業の資産を買収し、且つその資産を出資として外商投資企業を設立する場合、当該外商投資企業が設立するまでは、当該資産を利用して経営活動を行ってはならない。

第二十四条 資産売買協議書は中国の法律を適用し、且つ下記内容をその協議書に含まなければならない。

- (一) 各協議側の状況。名称(氏名)、住所、法定代表人の氏名、職務、国籍等を含む。
- (二) 買収する資産の明細書及びその価額。
- (三) 協議の履行期限、履行方式。
- (四) 各協議側の権利・義務。
- (五) 違約責任及び争議の解決。
- (六) 協議書の調印日、調印場所。

第二十五条 外国投資者が国内企業を買収・合併することにより外商投資企業を設立する場合、本規定に別段の規定のある場合を除き、審査承認機関は、本規定により提出しなければならない書類を全部受理した日より起算して 30 日以内において、法により承認するかどうかを決定する。審査承認機関は、承認されたものに対し外商投資企業批准証書を発行する。

外国投資者が協議により国内会社の株主の持分を買収・合併することについて、審査承認機関はこれを承認するとした場合、関係批准書類を持分譲渡方、国内会社所在地の外国為替管理部門にそれぞれ送付する。持分譲渡方所在地の外国為替管理部門は、そのために持分譲渡外貨回収外資外債登記手続を取

司应为上市公司，其上市所在地应具有完善的证券交易制度。

第二十九条 外国投资者以股权并购境内公司所涉及的境内外公司的股权，应符合以下条件：

- (一) 股东合法持有并依法可以转让；
- (二) 无所有权争议且没有设定质押及任何其他权利限制；
- (三) 境外公司的股权应在境外公开合法证券交易市场（柜台交易市场除外）挂牌交易；
- (四) 境外公司的股权最近 1 年交易价格稳定。

前款第（三）、（四）项不适用于本章第三节所规定的特殊目的公司。

第三十条 外国投资者以股权并购境内公司，境内公司或其股东应当聘请在中国注册登记的中介机构担任顾问（以下称“并购顾问”）。并购顾问应就并购申请文件的真实性、境外公司的财务状况以及并购是否符合本规定第十四条、第二十八条和第二十九条的要求作尽职调查，并出具并购顾问报告，就前述内容逐项发表明确的专业意见。

第三十一条 并购顾问应符合以下条件：

- (一) 信誉良好且有相关从业经验；
- (二) 无重大违法违规记录；
- (三) 应有调查并分析境外公司注册地和上市所在地法律制度与境外公司财务状况的能力。

第二节 申报文件与程序

第三十二条 外国投资者以股权并购境内公司应报送商务部审批，境内公司除报送本规定第三章所要求的文件外，另须报送以下文件：

- (一) 境内公司最近 1 年股权变动和重大资产变动情况的说明；
- (二) 并购顾问报告；
- (三) 所涉及的境内外公司及其股东的开业证明或身份证明文件；
- (四) 境外公司的股东持股情况说明和持有境外公司 5% 以上股权的股东名录；
- (五) 境外公司的章程和对外担保的情况说明；
- (六) 境外公司最近年度经审计的财务报告和最近半年的股票交易情况报告。

三節に定める特殊目的会社を除き、国外会社は上場会社であり、その上場所在地は完全な証券取引制度を有しているものとする。

第二十九条 外国投資者が国内会社を買収・合併するにあたり、関係する国内外の会社の株式は、下記条件を満たしていなければならない。

- (一) 株主が合法に保有し、法により譲渡できる。
- (二) 所有権の争議がなく、質権設定やその他如何なる権利の制限もされていない。
- (三) 国外会社の株式は、国外で合法的な証券取引市場（店頭市場を除く）で上場取引が公開されている。
- (四) 国外会社の株式の最近 1 年内の取引価格が安定している。

前項第（三）、（四）号は、本章第三節に定める特殊目的会社には適用しない。

第三十条 外国投資者が株式をもって国内会社を買収・合併する場合、国内会社又は株主は中国で登録登記されている仲介機構を顧問（以下「買収・合併顧問」という）に委嘱しなければならない。買収・合併顧問は、買収・合併申請書類の真实性、国外会社の財務状況及び買収・合併が本規定第 14 条、第 28 条及び第 29 条での要求に適合しているかどうかについて、デューデリジェンスを実施し、買収・合併顧問報告を作成して前述内容の 1 つ 1 つについて明確な専門の意見を発表しなければならない。

第三十一条 買収・合併顧問は次の条件を満たさなければならない。

- (一) 信用があり評判が良好で、相応の実務経験がある。
- (二) 重大な違法規則違反の記録がない。
- (三) 国外会社登録地と上場所在地の法律制度と国外会社の財務状況を調査・分析する能力がある。

第二節 申請書類と手順

第三十二条 外商投資者が株式をもって国内会社を買収・合併する場合、申請書類を商务部に提出し審査承認を受けなければならない。国内会社は本規定第三章で求める書類のほか、さらに次の書類を提出しなければならない。

- (一) 国内会社の最近の 1 年の株式変動と重大な資産変動状況についての説明。
- (二) 買収・合併顧問報告。
- (三) 関連する国内外の会社及びその株主の開業証明又は身分証明書類。
- (四) 国外会社の株主の株式所有状況の説明と国外会社の 5% 以上の株式を保有する株主の名簿。
- (五) 国外会社の定款と対外担保の状況の説明。
- (六) 国外会社の最近の年度における監査に合格した財務報告と最近の半年における株取引状況の報告。

第三十三条 商务部自收到规定报送的全部文件之日起 30 日内对并购申请进行审核，符合条件的，颁发批准证书，并在批准证书上加注“外国投资者以股权并购境内公司，自营业执照颁发之日起 6 个月内有效”。

第三十四条 境内公司应自收到加注的批准证书之日起 30 日内，向登记管理机关、外汇管理机关办理变更登记，由登记管理机关、外汇管理机关分别向其颁发加注“自颁发之日起 8 个月内有效”字样的外商投资企业营业执照和外汇登记证。

境内公司向登记管理机关办理变更登记时，应当预先提交旨在恢复股权结构的境内公司法定代表人签署的股权变更申请书、公司章程修正案、股权转让协议等文件。

第三十五条 自营业执照颁发之日起 6 个月内，境内公司或其股东应就其持有境外公司股权事项，向商务部、外汇管理机关申请办理境外投资开办企业核准、登记手续。

当事人除向商务部报送《关于境外投资开办企业核准事项的规定》所要求的文件外，另须报送加注的外商投资企业批准证书和加注的外商投资企业营业执照。商务部在核准境内公司或其股东持有境外公司的股权后，颁发中国企业境外投资批准证书，并换发无加注的外商投资企业批准证书。

境内公司取得无加注的外商投资企业批准证书后，应在 30 日内向登记管理机关、外汇管理机关申请换发无加注的外商投资企业营业执照、外汇登记证。

第三十六条 自营业执照颁发之日起 6 个月内，如果境内外公司没有完成其股权变更手续，则加注的批准证书和中国企业境外投资批准证书自动失效，登记管理机关根据境内公司预先提交的股权变更登记申请文件核准变更登记，使境内公司股权结构恢复到股权并购之前的状态。

并购境内公司增发股份而未实现的，在登记管理机关根据前款予以核准变更登记之前，境内公司还应当按照《公司法》的规定，减少相应的注册资本并在报纸上公告。

境内公司未按照前款规定办理相应的登记手续的，由登记管理机关按照《公司登记管理条例》的有关规定处理。

第三十三条 商務部は規定により提出された全部の書類を受け取った日から起算して 30 日以内に、買収・合併申請について審査を行ない、条件を満たすものについては、批准證書を発行し、批准證書上に「外国投資者が株式をもって国内会社を買収・合併し、營業許可證書の発行日から起算して 6 ヶ月内において有効である」との注意書きを加える。

第三十四条 国内会社は注意書きのある批准證書を受け取った日から起算して 30 日以内に、登記管理機關、外国為替管理機關で変更登記手続を行うとし、登記管理機關、外国為替管理機關は当該会社に対し、「発行日から起算して 8 ヶ月内において有効である」との注意書きのある外商投資企業營業許可證書と外国為替登記証をそれぞれ発行する。

国内会社が登記管理機關で変更登記の手続を行う際、株式構造の回復を目的とした国内会社法定代表人が署名した株式変更申請書、会社定款改訂方案、株式譲渡協議等の文書を事前に提出しなければならない。

第三十五条 營業許可證書の発行日から起算して 6 ヶ月以内に、国内会社又はその株主は、国外会社の株式を保有する件について、商務部、外国為替管理機關に国外投資開業企業の認可・登記手続を申請しなければならない。

当事者は、商務部に「国外投資開業企業認可事項についての規定」に求められる書類を提出するほか、注意書きのある外商投資企業批准證書と注意書きのある外商投資企業營業許可證書をも提出しなければならない。商務部が国内会社又はその株主が国外会社の株式保有することを認可した後、中国企業国外投資批准證書を発行し、且つ注意書きのない外商投資企業批准證書を交換発給する。

国内会社は注意書きのない外商投資企業批准證書を取得した後、30 日以内に登記管理機關、外国為替管理機關に、注意書きのない外商投資企業營業許可證書、外国為替登記証の交換発給を申請しなければならない。

第三十六条 營業許可證書の発行日から起算して 6 ヶ月以内に、国内外の会社はその株式変更手続を済ませなかった場合、注意書きのある批准證書と中国企業国外投資批准證書は自動的に失効し、登記管理機關は、国内会社が事前に提出した株式変更登記申請書類に基づき変更登記を認可し、国内会社の株式構造を株式の買収・合併前の状態に戻す。

国内会社が増加発行した株式の買収・合併が実現されない場合、登記管理機關が前項に基づき変更登記の認可を行う前に、国内会社はさらに「会社法」の規定に従い、相応の登録資本金を減額し、新聞上で公告しなければならない。

国内会社が前項の規定に従い、相応の登記手続を行わない場合、登記管理機關は「会社登記管理条例」の関係規定に従って処理する。

第三十七条 境内公司取得无加注的外商投资企业批准证书、外汇登记证之前，不得向股东分配利润或向有关联关系的公司提供担保，不得对外支付转股、减资、清算等资本项目款项。

第三十八条 境内公司或其股东凭商务部和登记管理机关颁发的无加注批准证书和营业执照，到税务机关办理税务变更登记。

第三节 对于特殊目的公司的特别规定

第三十九条 特殊目的公司系指中国境内公司或自然人为实现以其实际拥有的境内公司权益在境外上市而直接或间接控制的境外公司。

特殊目的公司为实现在境外上市，其股东以其所持公司股权，或者特殊目的公司以其增发的股份，作为支付手段，购买境内公司股东的股权或者境内公司增发的股份的，适用本节规定。

当事人以持有特殊目的公司权益的境外公司作为境外上市主体的，该境外公司应符合本节对于特殊目的公司的相关要求。

第四十条 特殊目的公司境外上市交易，应经国务院证券监督管理机构批准。

特殊目的公司境外上市所在国家或者地区应有完善的法律和监管制度，其证券监管机构已与国务院证券监督管理机构签订监管合作谅解备忘录，并保持着有效的监管合作关系。

第四十一条 本节所述的权益在境外上市的境内公司应符合下列条件：

- (一) 产权明晰，不存在产权争议或潜在产权争议；
- (二) 有完整的业务体系和良好的持续经营能力；
- (三) 有健全的公司治理结构和内部管理制度；
- (四) 公司及其主要股东近 3 年无重大违法违规记录。

第四十二条 境内公司在境外设立特殊目的公司，应向商务部申请办理核准手续。办理核准手续时，境内公司除向商务部报送《关于境外投资开办企业核准事项的规定》要求的文件外，另须报送以下文件：

- (一) 特殊目的公司最终控制人的身份证明文件；

第三十七条 国内会社が注意書きのない外商投資企業批准証書、外国為替登記証を取得するまでは、株主に利益を分配したり、又は、関連関係のある会社に担保を提供したりしてはならず、対外的に持分譲渡、減資、清算等の資本項目の金額を支払ってはならない。

第三十八条 国内会社又はその株主は、商務部と登記管理機関の発行する注意書きのない批准証書と営業許可証書をもって、税務機関で税務変更登記を行う。

第三節 特殊目的会社に対する特別な規定

第三十九条 特殊目的会社とは、中国国内の会社又は自然人が実際に保有する国内会社の權益をもって国外での上場を実現させるために、直接又は間接的に支配する国外会社をいう。

特殊目的会社が国外での上場を実現させるために、その株主が保有する会社株式、又は、特殊目的会社が増加発行する株式をもって、支払手段とし、国内会社の株主の株式又は国内会社の増加発行する株式を買収する場合、本節の規定を適用する。

当事者が特殊目的会社の權益を保有する国外会社を国外上場主体とする場合、当該国外会社は、本節の特殊目的会社の関係する要求に適合しなければならない。

第四十条 特殊目的会社の国外での上場取引は、國務院証券監督管理機構の承認を得なければならない。

特殊目的会社の国外の上場所在国又は地区は完全な法律と監督管理制度を有し、その証券監督管理機構はすでに國務院証券監督管理機構との間で監督管理協力了解覚書を調印しており、有効な監督管理協力関係を保っていないなければならない。

第四十一条 本節にいう權益が国外で上場する国内会社は、次の条件を満たしていなければならない。

- (一) 財産権がはっきりしており、財産権争議又は潜在的な財産権争議が存在しない。
- (二) 完全な業務体系と良好な持続経営能力がある。
- (三) 健全な会社統括構造と内部管理制度がある。
- (四) 会社及びその主要な株主が最近 3 年に重大な違法規則違反記録がない。

第四十二条 国内会社が国外に特殊目的会社を設立する場合商務部に認可手続の申請をしなければならない。認可手続を行う際、国内会社は商務部に「国外投資開業企業認可事項についての決定」が求める文書を提出する際、さらに次の文書を提出しなければならない。

- (一) 特殊目的会社の最終的な実権者の身分証明書類。

- (二) 特殊目的公司境外上市商业计划书;
- (三) 并购顾问就特殊目的公司未来境外上市的股票发行价格所作的评估报告。

获得中国企业境外投资批准证书后, 设立人或控制人应向所在地外汇管理机关申请办理相应的境外投资外汇登记手续。

第四十三条 特殊目的公司境外上市的股票发行价总值, 不得低于其所对应的经中国有关资产评估机构评估的被并购境内公司股权的价值。

第四十四条 特殊目的公司以股权并购境内公司的, 境内公司除向商务部报送本规定第三十二条所要求的文件外, 另须报送以下文件:

- (一) 设立特殊目的公司时的境外投资开办企业批准文件和证书;
- (二) 特殊目的公司境外投资外汇登记表;
- (三) 特殊目的公司最终控制人的身份证明文件或开业证明、章程;
- (四) 特殊目的公司境外上市商业计划书;
- (五) 并购顾问就特殊目的公司未来境外上市的股票发行价格所作的评估报告。

如果以持有特殊目的公司权益的境外公司作为境外上市主体, 境内公司还须报送以下文件:

- (一) 该境外公司的开业证明和章程;
- (二) 特殊目的公司与该境外公司之间就被并购的境内公司股权所作的交易安排和折价方法的详细说明。

第四十五条 商务部对本规定第四十四条所规定的文件初审同意的, 出具原则批复函, 境内公司凭该批复函向国务院证券监督管理机构报送申请上市的文件。国务院证券监督管理机构于 20 个工作日内决定是否核准。

境内公司获得核准后, 向商务部申领批准证书。商务部向其颁发加注“境外特殊目的公司持股, 自营业执照颁发之日起 1 年内有效”字样的批准证书。

并购导致特殊目的公司股权等事项变更的, 持有特殊目的公司股权的境内公司或自然人, 凭加注的外商投资企业批准证书, 向商务部就特殊目的公司相关事项办理境外投资开办企业变更核准手续, 并向所在地外汇管理机关申请办理境外投资外汇登记变更。

- (二) 特殊目的会社の国外上場商業計画書。
- (三) 買収・合併顧問が特殊目的会社の将来の国外上場株式発行価格について作成した評価報告。

中国企業国外投資批准証書を獲得した後、設立者又は実権者は所在地の外国為替管理機関に相応の国外投資外国為替登記手続を申請しなければならない。

第四十三条 特殊目的会社の国外上場株式発行価額総価値は、それが対応する中国の関係する資産評価機構によって評価された買収・合併される国内会社の株式の総価値を下回ってはならない。

第四十四条 特殊目的会社が、株式にて国内会社を買収・合併する場合、国内会社は商务部に提出する本規定第 32 条で求める書類のほか、次の書類も提出しなければならない。

- (一) 特殊目的会社を設立した際の国外投資開業批准書類及び証書。
- (二) 特殊目的会社の国外投資外国為替登記表。
- (三) 特殊目的会社の最終的な実権者の身分証明書類若しくは開業証明、定款。
- (四) 特殊目的会社の国外上場商業計画書。
- (五) 買収・合併顧問による特殊目的会社の将来の国外上場の株式発行価格についての評価報告。

特殊目的会社の権益を保有する国外会社が国外上場の主体になる場合、国内会社はさらに次の書類を提出しなければならない。

- (一) 当該国外会社の開業証明と定款。
- (二) 特殊目的会社と当該国外会社との間での買収・合併される国内会社の取引手配と価格換算方法について行った詳細な説明。

第四十五条 商务部が本規定第 44 条に定める書類について最初の審査で認めた場合、原則返答書を発行し、国内会社は当該返答書をもって、国务院証券監督管理機構に上場を申請する書類を提出する。国务院証券監督管理機構は 20 業務日内に認可するかどうかを決定する。

国内会社が認可を受けた後、商务部に批准証書の受領申請を行う。商务部は当該国内会社に対し、「国外特殊目的会社が株式を所有し、営業許可証書の発行日から 1 年内において有効である」との注意書きのある批准証書を発行する。

買収・合併することで特殊目的会社の株式等の事項が変更した場合、特殊目的会社の株式を保有する国内会社又は自然人は、注意書きのある外商投资企业批准証書をもって、商务部で特殊目的会社の関係事項について国外投資開業企業変更認可手続を行い、且つ所在地の外国為替管理機関に外国投資外

第四十六条 境内公司应自收到加注的批准证书之日起 30 日内，向登记管理机关、外汇管理机关办理变更登记，由登记管理机关、外汇管理机关分别向其颁发加注“自颁发之日起 14 个月内有效”字样的外商投资企业营业执照和外汇登记证。

境内公司向登记管理机关办理变更登记时，应当预先提交旨在恢复股权结构的境内公司法定代表人签署的股权变更申请书、公司章程修正案、股权转让协议等文件。

第四十七条 境内公司应自特殊目的公司或与特殊目的公司有关联关系的境外公司完成境外上市之日起 30 日内，向商务部报告境外上市情况和融资收入调回计划，并申请换发无加注的外商投资企业批准证书。同时，境内公司应自完成境外上市之日起 30 日内，向国务院证券监督管理机构报告境外上市情况并提供相关的备案文件。境内公司还应向外汇管理机关报送融资收入调回计划，由外汇管理机关监督实施。境内公司取得无加注的批准证书后，应在 30 日内向登记管理机关、外汇管理机关申请换发无加注的外商投资企业营业执照、外汇登记证。

如果境内公司在前述期限内未向商务部报告，境内公司加注的批准证书自动失效，境内公司股权结构恢复到股权并购之前的状态，并按本规定第三十六条办理变更登记手续。

第四十八条 特殊目的公司的境外上市融资收入，应按照报送外汇管理机关备案的调回计划，根据现行外汇管理规定调回境内使用。融资收入可采取以下方式调回境内：

- (一) 向境内公司提供商业贷款；
- (二) 在境内新设外商投资企业；
- (三) 并购境内企业。

在上述情形下调回特殊目的公司境外融资收入，应遵守中国有关外商投资及外债管理的法律和行政法规。如果调回特殊目的公司境外融资收入，导致境内公司和自然人增持特殊目的公司权益或特殊目的公司净资产增加，当事人应如实披露并报批，在完成审批手续后办理相应的外资外汇登记和境外投资变更登记。

国為替登記変更の手續を申請する。

第四十六条 国内会社は、注意書きのある批准証書を受け取った日から起算して 30 日以内に、登記管理機関、外国為替管理機関で変更登記を行うとし、登記管理機関、外国為替管理機関は当該国内会社に対し、「発行日から起算して 14 ヶ月以内において有効である」との文字が書き加えられた外商投資企業営業許可証書と外国為替登記証をそれぞれ発行する。

国内会社が登記管理機関で変更登記を行う場合、株式構造の回復を目的とした国内会社法定代表人の署名した株式変更申請書、会社定款改訂方案、株式譲渡協議書等の書類を事前に提出しなければならない。

第四十七条 国内会社は特殊目的会社又は特殊目的会社と関連関係のある国外会社が国外上場を済ませた日から起算して 30 日以内に、商務部に対し、国外上場状況と融資収入回収計画を報告し、注意書きのない外商投資企業批准証書の交換発給を申請する。また、国内会社は国外上場を済ませた日から起算して 30 日以内に、国务院証券監督管理機構に対し、国外上場状況を報告し、且つ関係する登録書類を提供しなければならない。国内会社は、さらに外国為替管理機関に融資収入回収計画を提出し、外国為替管理機関が監督を実施する。国内会社は注意書きのない批准証書を取得した後、30 日以内に、登記管理機関、外国為替管理機関に対し、注意書きのない外商投資企業営業許可証書、外国為替登記証の交換発給を申請しなければならない。

国内会社が前記期間内に商務部に報告しなかった場合、国内会社の注意書きのある批准証書は自動的に失効し、国内会社の株式構造は株式の買収・合併前の状態に戻り、且つ本規定第 36 条に基づき変更登記手續を行うものとする。

第四十八条 特殊目的会社の国外上場の融資収入は、外国為替管理機関に届出した回収計画に従い、現行の外国為替管理規定に基づき、国内に回収して使用する。融資収入は以下の方式で国内に回収することができる。

- (一) 国内会社に商業貸付を提供する。
- (二) 国内に外商投資企業を新設する。
- (三) 国内企業を買収・合併する。

上記の状況下で特殊目的会社の国外融資収入を回収する場合、中国の外商投資及び外債管理に関係する法律・行政法規を遵守しなければならない。特殊目的会社の国外融資収入を回収したことで、国内会社と自然人の保有する特殊目的会社の權益が増えることになった場合又は特殊目的会社の純資産が増えることになった場合、当事者はそれをありのままに開示且つ申告し、審査承認手續が完了した後、相応の外資外国為替登記と国外投資登記変更の手續を行わなければならない。

境内公司及自然人从特殊目的公司获得的利润、红利及资本变动所得外汇收入，应自获得之日起 6 个月内调回境内。利润或红利可以进入经常项目外汇帐户或者结汇。资本变动外汇收入经外汇管理机关核准，可以开立资本项目专用帐户保留，也可经外汇管理机关核准后结汇。

第四十九条 自营业执照颁发之日起 1 年内，如果境内公司不能取得无加注批准证书，则加注的批准证书自动失效，并应按本规定第三十六条办理变更登记手续。

第五十条 特殊目的公司完成境外上市且境内公司取得无加注的批准证书和营业执照后，当事人继续以该公司股份作为支付手段并购境内公司的，适用本章第一节和第二节的规定。

第五章 反垄断审查

第五十一条 外国投资者并购境内企业有下列情形之一的，投资者应就所涉情形向商务部和国家工商行政管理总局报告：

- (一) 并购一方当事人当年在中国市场营业额超过 15 亿元人民币；
- (二) 1 年内并购国内关联行业的企业累计超过 10 个；
- (三) 并购一方当事人在中国的市场占有率已经达到 20%；
- (四) 并购导致并购一方当事人在中国的市场占有率达到 25%。

虽未达到前款所述条件，但是应有竞争关系的境内企业、有关职能部门或者行业协会的请求，商务部或国家工商行政管理总局认为外国投资者并购涉及市场份额巨大，或者存在其他严重影响市场竞争等重要因素的，也可以要求外国投资者作出报告。

上述并购一方当事人包括与外国投资者有关联关系的企业。

第五十二条 外国投资者并购境内企业涉及本规定第五十一条所述情形之一，商务部和国家工商行政管理总局认为可能造成过度集中，妨害正当竞争、损害消费者利益的，应自收到规定报送的全部文件之日起 90 日内，共同或经协商单独召集有关部门、机构、企业以及其他利害关系方

国内企业及自然人在特殊目的公司从获得利益、配当金及び資本変動によって取得する外国為替収入は、獲得した日から起算して 6 ヶ月以内に国内に回収しなければならない。利益又は配当金は經常項目の外貨口座に入れるか又は人民元転手続を行うことができる。資本の変動による外貨収入は、外国為替管理機関の認可を受けたうえで、資本項目の専用口座を開設し保留することができ、また、外国為替管理機関の認可を受けた後で人民元転手続を行うこともできる。

第四十九条 営業許可証書の発行日から起算して 1 年以内に、国内企業が注意書きのない批准証書を取得できない場合、注意書きのある批准証書は自動的に失効し、且つ本規定第 36 条に基づき変更登記手続を行わなければならない。

第五十条 特殊目的会社が国外上場を完了させ且つ国内会社が注意書きのない批准証書と営業許可証書を取得した後、当事者は引き続き当該会社の株式をもって支払手段とし、国内会社を買収・合併する場合、本章第一節と第二節の規定を適用する。

第五章 独占禁止の審査

第五十一条 外国投資者が国内企業を買収・合併する際に、下記各号の何れかの一つに該当する場合、出資者は、かかる事情を商務部及び国家工商行政管理総局に報告しなければならない。

- (一) 買収・合併の当事者のうちの一方のその年度における中国市場での売上高が、15 億人民元を上回った場合。
- (二) 一年以内に、中国国内の関連業種で買収・合併した企業数が、合計 10 社を超えた場合。
- (三) 買収・合併の当事者のうちの一方の中国における市場シェアが、20%に達した場合。
- (四) その買収・合併により、買収・合併の当事者のうちの一方の中国における市場シェアが、25%に達した場合。

上記の基準にまで至っていないが、競争関係にある国内企業、関係職能部門又は業界協会からの要請があつて、商務部又は国家工商行政管理総局は、外国投資者によるその買収・合併の及んだ市場シェアが巨大で、又は市場競争、国の経済と人民の生活及び国の経済安全に嚴重な悪影響を与える恐れがあると認められる場合、外国投資者に報告させることもできる。

前項にいう買収・合併の当事者のうちの一方には、外国投資者の関連企業も含まれる

第五十二条 外国投資者による国内企業を買収・合併が、本規定第 51 条にて規定している各号の何れか一つに該当し、商務部若しくは国家工商行政管理総局が、その買収・合併により、過渡の集中が招かれ、正当な競争が妨害され、消費者の利益が損なわれる結果になる恐れがあると認める場合、規定により提出

举行听证会，并依法决定批准或不批准。

第五十三条 境外并购有下列情形之一的，并购方应在对外公布并购方案之前或者报所在国主管机构的同时，向商务部和国家工商行政管理总局报送并购方案。商务部和国家工商行政管理总局应审查是否存在造成境内市场过度集中，妨害境内正当竞争、损害境内消费者利益的情形，并做出是否同意的决定：

- (一) 境外并购一方当事人在我国境内拥有资产 30 亿元人民币以上；
- (二) 境外并购一方当事人当年在中国市场上的营业额 15 亿元人民币以上；
- (三) 境外并购一方当事人及其有关关联关系的企业在中国市场占有率已经达到 20%；
- (四) 由于境外并购，境外并购一方当事人及其有关关联关系的企业在中国的市场占有率达到 25%；
- (五) 由于境外并购，境外并购一方当事人直接或间接参股境内相关行业的外商投资企业将超过 15 家。

第五十四条 有下列情况之一的并购，并购一方当事人可以向商务部和国家工商行政管理总局申请审查豁免：

- (一) 可以改善市场公平竞争条件的；
- (二) 重组亏损企业并保障就业的；
- (三) 引进先进技术和管理人才并能提高企业国际竞争力的；
- (四) 可以改善环境的。

第六章 附则

第五十五条 外国投资者在中国境内依法设立的投资性公司并购境内企业，适用本规定。

外国投资者购买境内外商投资企业股东的股权或认购境内外商投资企业增资的，适用现行外商投资企业法律、行政法规和外商投资企业投资者股权变更的相关规定，其中没有规定的，参照本规定办理。

外国投资者通过其在中国设立的外商投资企业合并或收购境内企业的，适用关于外商投资企业合并与分立的相关规定和关于外商投资企业境

外并购的相关规定。外国投资者并购境内企业，应当遵守中国法律、行政法规及中国缔结或者参加的国际条约、协定。外国投资者并购境内企业，应当遵守中国法律、行政法规及中国缔结或者参加的国际条约、协定。外国投资者并购境内企业，应当遵守中国法律、行政法规及中国缔结或者参加的国际条约、协定。

第五十三条 国外的買収・合併が下記各号の何れか一つに該当する場合、買収・合併側が買収・合併方を社会向けに開示する前、又は、所在国の主管機関に報告すると同時に、その買収・合併方を商務部と国家工商行政管理総局に報告しなければならない。商務部と国家工商行政管理総局は、国内の過度の市場集中を招き、国内における正当な競争を妨害し、国内消費者の利益を損なう恐れがあるかどうかを審査したうえで、承認するかどうかを決定する。

- (一) 外国の買収・合併当事者のうちの一方が、中国領内にて資産を 30 億人民元以上保有している。
- (二) その年度において、外国の買収・合併当事者のうちの一方の中国市場における売上高が、15 億人民元以上に達している。
- (三) 外国の買収・合併当事者のうちの一方及びその関連企業の中国における市場シェアが 20%に達している。
- (四) その買収・合併により外国の買収・合併当事者のうちの一方及びその関連企業の中国での市場シェアが 25%に達する。
- (五) その買収・合併により外国の買収・合併当事者が、中国における関係業界において、直接又は間接的に資本参加する外商投資企業の数 15 社を超える。

第五十四条 下記各号の何れかの一つに該当する買収・合併の場合、買収・合併当事者のうちの一方は、商務部若しくは国家工商行政管理総局に審査の免除を申請することができる。

- (一) 公平な市場競争条件の改善に役立つ。
- (二) 赤字企業を再編成することにより就業を保障することに役立つ。
- (三) 先端技術や管理人材を導入することにより、企業の国際的競争力を増強することに役立つ。
- (四) 環境の改善に役立つ。

第六章 附則

第五十五条 外国投資者が中国において法により設立した持株会社が国内企業を買収・合併する場合は、本規定を適用する。

外国投資者が国内の外商投資企業の株主の持分を買収したり、国内の外商投資企業の増資を引き受ける場合は、現行の外商投資企業の法律・行政法規及び外商投資企業の投資者の持分変更に関する規定を適用し、それらの定めのない場合、本規定を準拠する。

外国投資者が中国に設立した外商投資企業を通じて国内企業を合併又は買収する場合、外商投資企業の合併と分立についての関係規定と外商投資企業

内投资的相关规定，其中没有规定的，参照本规定办理。

外国投资者并购境内有限责任公司并将其改制为股份有限公司的，或者境内公司为股份有限公司的，适用关于设立外商投资股份有限公司的相关规定，其中没有规定的，适用本规定。

第五十六条 申请人或申报人报送文件，应依照本规定对文件进行分类，并附文件目录。规定报送的全部文件应用中文表述。

第五十七条 被股权并购境内公司的中国自然人股东，经批准，可继续作为变更后所设外商投资企业的中方投资者。

第五十八条 境内公司的自然人股东变更国籍的，不改变该公司的企业性质。

第五十九条 相关政府机构工作人员必须忠于职守、依法履行职责，不得利用职务之便牟取不正当利益，并对知悉的商业秘密负有保密义务。

第六十条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者并购境内其他地区的企业，参照本规定办理。

第六十一条 本规定自 2006 年 9 月 8 日起施行。

国内投資についての関係規定を適用し、それらの定めのない場合、本規定を準拠する。

外国投資者が国内の有限責任会社を買収・合併し、且つそれが株式会社へと制度を改める場合、又は、国内会社が株式会社となる場合、外商投資株式有限会社の設立についての関係規定を適用するが、それらの定めのない場合、本規定を準拠する。

第五十六条 申請者又は申告者が書類を提出する場合、本規定に基づき書類を分類し、且つ書類の目録を添えなければならない。規定により提出すべき書類の全ては、中国語で表記しなければならない。

第五十七条 持分を買収・合併された国内会社の中国自然人の株主は、批准を受けた後、引き続き変更後に設立された外商投資企業の中方の投資者となることができる。

第五十八条 国内会社の自然人の株主が国籍を変更する場合、当該会社の企業性質は変わらない。

第五十九条 関係する政府機構の職員は、職務に忠実で、法に従って職責を履行しなければならない、職務上の利便性を利用し不当な利益をむさぼってはならず、且つ知り得た商業秘密について守秘義務を負う。

第六十条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区の投資者が中国領内における其他地区の企業を買収・合併する場合には、本規定を準拠する。

第六十一条 本規定は 2006 年 9 月 8 日より施行する。